

「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」にかかるFAQ

No.	質問	回答
1	旅行者が滞在できるスペースとは、どのようなものか？	旅行者が着席や横になることができる等、休憩可能なスペースがあることを想定しています。
2	協定締結までの流れは？	<p>①府市の担当者が協定締結希望施設を訪問し、「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」にかかる内容説明と旅行者が滞在できるスペース等の確認を行います。</p> <p>②協定書（案）に必要事項をご入力の上、府市の連絡先にメールで送付いただきます。</p> <p>③府市で協定書（案）を確認後、市から協定書を3通送付しますので、宿泊施設は代表者印を押印し、府へ協定書3通を送付ください。</p> <p>④府から宿泊施設及び市へ協定書を各1通送付します。</p>
3	協定締結まではどれくらいの期間がかかるのか？	府市での事務手続きには、1ヵ月~2ヵ月程度要します。